

#### 4. 飲酒運転撲滅の取り組みについて

2012年2月、福岡県議会は議員提案による全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例を制定しました。

2006年福岡市東区海の中道で幼子（おさなご）3名が亡くなった飲酒運転事故が起こった8月25日、2011年粕屋町で高校生2名が犠牲となった2月9日を毎年迎える度に、私たちは飲酒運転撲滅への誓いを新たにし、飲酒運転撲滅へ向けて取り組みを強化してまいりました。

しかしながら、飲酒運転事故は下げ止まっているのが現状です。条例制定後、県内の飲酒運転事故件数は減少を続け、2017年には126件まで減少しました。しかし昨年(2018年)は144件と増加に転じ、本年7月末現在は昨年同時期より9件多い83件とさらに増加しています。

死者は7人で、昨年1年間の4人を既に上回っており、このうち4人は20歳代で、「8・25海の中道の事故」を知らない若い世代での飲酒運転に対する意識の低さが懸念されます。痛ましい事故を絶対に風化させることなく、危機感を持ちながら、飲酒運転ゼロへ取り組んでいかねばなりません。

さて、本県の条例の最大の特長は、飲酒運転を起こす原因の一つとされるアルコール問題について明記していることです。飲酒運転で検挙された場合、アルコール依存症の治療だけでなく、依存症ではないものの飲酒量が多い人や飲酒が習慣化している人など、飲酒運転のリスクが高い人に、適正に飲酒するよう指導することになっており、治療と予防を条例に明記しています。



具体的には、飲酒運転違反者には、指定医療機関での診察または保健所等での飲酒行動に関する指導のいずれかを受け、報告義務を定めています。この受診義務は2015年9月の改正で「努力義務」から「義務」に強化されました。

本県では、この条例における1回目の飲酒運転違反者に対し、具体的にどのような取り組みを行い、その結果、受診義務等の履行状況はどのようなになっているのか、知事に伺います。

次に、受診義務を課す目的はアルコール依存症の治療・予防につなげること

であり、ひいては再犯を防止することです。条例改正後の飲酒運転違反者で受診指導を受けた者のうち再度違反をした者は何名か。また、受診指導を受けていない者のうち再度違反した者は何名かお答え下さい。

知事は、条例の受診義務等がアルコール依存症の治療・予防につながっているとお考えか、知事の見解を伺います。

条例には、学校教員に対する本条例に関する知識の習得の徹底等が規定されています。県教育委員会として飲酒運転防止教育について、教員および生徒に対してどのように取り組まれているのか、教育長に伺います。

本県では、これまで飲酒運転撲滅に取り組んできましたが、飲酒運転事故が下げ止まり、増加傾向にあること、また日中の飲酒運転事故が夜間を上回ったと聞き及んでいます。あわせて若い世代の飲酒運転に対する意識の低さが懸念されるようです。

小川知事、県警本部長に伺います。本県の飲酒運転事故の現状をどのように認識されているのか、改めて飲酒運転撲滅へ向けどのように取り組んでいくのか、知事、県警本部長の決意を伺います。

### 【知事の答弁】

当該条例に基づき、飲酒運転1回目の違反者は、アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導のいずれかを受け、報告する義務がある。

県では、この義務の履行率を向上させるため、昨年度、指定医療機関を14病院から19病院に増やしたところである。また、これまでの保健所での飲酒行動に関する指導に加え、県庁において、県警本部に聴聞に来た者に対し、臨床心理士や精神保健福祉士による指導を実施している。

このような取り組みの結果、受診義務等の履行率は、昨年3月末の約5割から、現在、約6割まで高まっている。

本年7月末までの報告では、条例改正後の飲酒運転違反者で、アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けた2,327名のうち、11名が再度違反しており、その割合は約0.50%である。一方、受けていない1,575名のうち、47名が再度違反しており、その割合は約3.0%である。

このように、診察や指導を受けた者の方が、再度違反する割合が格段に低くなっている。

こうしたことから、この条例により受診義務等を課すことで、アルコール依存症の治療や予防に繋がっているものと考えている。

これまで、飲酒運転者検挙の際、本人に渡していた受診義務等に関するチラシを、身元を引き受けに来た家族にも直接渡し、受診を促してもらうなど、今後とも、飲酒運転の撲滅に向け、受診義務等の履行率の向上に努めていく。



県内の飲酒運転事故件数は、一昨年 126 件となり、統計が残る昭和 40 年以降最少となったが、昨年秋以降、増加傾向に転じ、今年 7 月末までに 83 件と、昨年の同時期を 9 件上回っており、憂慮すべき状況が続いている。

事故の状況を分析すると、事故の発生時間帯は、夜間より、昼間の時間帯が多くなっている。これは、前夜の飲酒により、翌日アルコールが残った状態で運転したドライバーが多く存在していることが要因であると考えられる。

また、30 歳未満の若年層の事故件数が増えており、13 年前に海の中道大橋で発生した悲惨な事故を知らない若年ドライバーが増加し、飲酒運転撲滅の意識が希薄化してきていることが一因であると考えられる。

このため、引き続き、飲酒運転違反者に対する受診等の徹底に努めるとともに、県民の皆さんに飲酒運転を見かけたときの 110 番通報を呼びかける運動を展開していく。

また、県警察と協力して、これから運転免許を取得する学生も含めた若年層に対する啓発活動を強化していく。

### 【教育長の答弁】

飲酒運転撲滅のためには、運転免許を取得する前の高校生の段階から、飲酒運転の悪質性・危険性をしっかりと認識させることが重要と考えている。

このため、全ての県立高等学校において、生徒の在学中に必ず特設授業として飲酒運転防止教育を実施している。

また、教員については、飲酒運転防止に関する最新の知見や効果的な指導方法を習得させるため、指導者養成研修を実施するとともに、実践事例等を掲載した指導の手引きを配布している。今後とも、飲酒運転は決して許さないとい

う生徒の意識を醸成するため、飲酒運転防止教育の充実に取り組んでいく。

### 【警察本部長の答弁】

2017年の飲酒運転事故は、統計のある昭和40年以降最少となる、126件であったが、翌2018年は18件増加して144件となり、本年7月末現在、対前年比増で推移している。

ここ3年間における飲酒運転の検挙件数については、年間1,400件程度で高止まりしており、その7割以上が、高濃度のアルコールを体内に保有した状態で運転していた違反である。すなわち、飲酒による影響を十分に認識しつつあえて飲酒運転を行っている者が今なお多数存在していることがうかがわれ、飲酒運転事故発生の高止まりという結果につながっているものと考えている。

そこで、飲酒運転事故の発生状況や飲酒運転情報等を十分に踏まえ、時間帯、場所、方法等に工夫を凝らし、効果的な取締りを徹底して行うこととしている。運転者を検挙した際には、車両や酒類を提供した人や、同乗者に対する捜査も徹底していく。

飲食店、タクシー、運転代行業者など飲酒運転を見かける機会の多い方々からの通報を促進するための通報訓練を実施するほか、特に、酒類を提供する飲食店に対しては、利用客に交通手段を確認するなど飲酒運転を防止するための取り組みをしてもらうよう、繰り返し働きかけを行っていく。

自動車学校における教習や運転免許更新の際に行われる講習はもとより、高校・大学とも連携するなどして、飲酒運転の危険性、悪質性を実感させる教育や広報啓発を展開していく。

飲酒運転の取締りの徹底と飲酒運転を許さない社会環境づくりを重点的に推進することにより、飲酒運転撲滅に取り組んでいく。